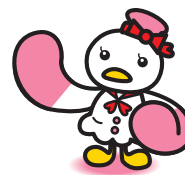




お知らせ



●「定款変更新旧対照表」について

令和2年6月15日 第8回定時総会において採択された定款変更について、新旧対照表を掲載します。
今回は昨年の第7回総会の決定による業務分野の拡

大に伴い、寒地港湾地域開発研究所においても対応する必要があることから定款を見直したものです。

定款変更新旧対照表

一般社団法人寒地港湾空港技術研究センター 定 款(現行)	一般社団法人寒地港湾空港技術研究センター 定 款(改正)
第1条～第49条 (省略)	第1条～第49条 (現行のとおり)
<p style="text-align: center;">第12章 寒地港湾地域開発研究所</p> <p>(寒地港湾地域開発研究所)</p> <p>第50条 この法人に、港湾の利活用及び港湾を核とする地域振興に関する調査研究を実施する寒地港湾地域開発研究所(以下「地域開発研究所」という。)を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">地域開発研究所には、地域開発研究所長及び所要の職員を置く。地域開発研究所長及び職員は、会長が任免する。地域開発研究所長には、会長の指名する理事又は学識経験者を充てる。地域開発研究所の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。	<p style="text-align: center;">第12章 寒地港湾空港地域開発研究所</p> <p>(寒地港湾空港地域開発研究所)</p> <p>第50条 この法人に、<u>港湾・空港の利活用及び港湾・空港</u>を核とする地域振興に関する調査研究を実施する寒地港湾空港地域開発研究所(以下「地域開発研究所」という。)を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">地域開発研究所には、地域開発研究所長及び所要の職員を置く。地域開発研究所長及び職員は、会長が任免する。地域開発研究所長には、会長の指名する理事、<u>学識経験者又は学識経験者と同等以上の経験を有すると認められる者</u>を充てる。地域開発研究所の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
第51条～52条 (省略)	第51条～52条 (現行のとおり)
	<p>附 則</p> <p>この一部改正定款は、令和2年6月15日から施行する。</p>